

# I 総 則

本指針における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 法 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- 2 施行令 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 3 施行規則 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 4 危政令 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- 5 危規則 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- 6 告 示 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）をいう。
- 7 条 例 美幌・津別広域事務組合火災予防条例（昭和 48 年条例第 6 号）をいう。
- 8 条 則 美幌・津別広域事務組合火災予防条例施行規則（平成 21 年規則第 3 号）をいう。
- 9 J I S 産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条の日本産業規格をいう。
- 10 指定数量 危政令別表第 3 の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、同表の指定数量欄に定める数量をいう。
- 11 少量危険物 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物をいう。
- 12 指定可燃物 条例別表第 8 の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。
- 13 タンク容量 タンク容積の 10% の空間容積を除いた数量をいう。
- 14 屋外タンク 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外に設けられたタンク（地盤面下に埋設されたタンク及び車両に固定されたタンクを除く。）をいう。
- 15 屋内タンク 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物の屋内に設けられたタンクをいう。
- 16 地下タンク 危険物を貯蔵し、又は取り扱う地盤面下に埋設されたタンクをいう。
- 17 移動タンク 危険物を貯蔵し、又は取り扱う車両に固定されたタンクをいう。
- 18 給油所 自動車等に直接給油する場所をいう。
- 19 取扱所 危険物を取り扱う設備のある場所をいう。
- 20 指定対象物 美幌・津別広域事務組合火災予防規程（平成 21 年消本訓令第 7 号）第 2 条第 2 号に定めるものをいう。